会議録（1）

会議の名称	令和6年度第2回飯能市児童福祉審議会
開催日時	令和6年9月4日（水） 開会　午後1時30分　　閉会　午後2時50分
開催場所	飯能市役所本庁舎5階　501会議室
会長氏名	井上　久美子
出席委員	森田　明美　　井上　久美子　安藤　幸雄　　髙橋　このみ 小玉　育代　　清水　雅徳　　川西　輝明　　北郷　倫代 小林　愛子
欠席委員	永井　徹郎
説明者の職氏名	こども支援部長　内沼　和彦 健康推進部長　　関根　浩司 こども支援部参事兼保育課長　佐野　敬子 健康推進部参事兼保健センター所長　生井　隆 こども支援課長　須田　あゆみ 相談支援担当　神立　浩美 手当・総務担当　末次　和宏 子育て総合センター　大野　祐美 保育課　総合調整担当　谷田部　ひとみ 保育施設・入所担当　山口　悟 第二区保育所　山川　佳織 こども施設課長　井竹　信喜 整備推進担当　浅見　洋 保健センター　保健推進担当　川村　裕美子
傍聴者の数	1人
会議次第	別紙のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	こども支援課　課長　須田　あゆみ　主幹　神立　浩美 主幹　末次　和宏　　主査　大野　祐美

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項
４　議　事
（１）飯能市こども計画の骨子（案）について
配付資料に基づき説明者から説明を行った後、質疑応答を行った。
（２）教育・保育施設の利用定員の変更について
配付資料に基づき説明者から説明を行った後、質疑応答を行った。
（３）令和７年度保育所利用調整基準表変更（案）について
配付資料に基づき説明者から説明を行った後、質疑応答を行った。

会議録（３）

発　言　者	発　言　内　容
事務局	本日の議題に入る前に、委員の出席状況を報告いたします。 委員定数 10 名に対し、9 名の出席をいただいていますので、本日の審議会は成立いたします。また、本日の審議会は公開となっています。 議長は、条例の規定によりまして井上会長にお願いいたします。
議長	はじめに、本日、傍聴の希望がありますので、これより傍聴人の入室を許可いたします。 （傍聴人、入室）
議長	それでは、次第 3 の議題に入ります。 議題（1）飯能市こども計画の骨子（案）について事務局より説明をお願いいたします。
こども支援課 手当・総務担当主幹	資料 1、資料 1 別紙に基づき、飯能市こども計画の骨子（案）について説明を行った。
議長	説明は以上です。まず始めに資料 1 について委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委員	高校生にもヒアリングを実施していることは良いことだと思います。
委員	計画の対象について、本計画の対象となるこどもについては、一定の年齢上限は定めないとの記載がありますが、年齢上限の定めがないと幅が広くなると思うが、この考え方については、どのように捉えればよいか伺いたい。
こども支援課長	こども基本法において、「「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。」と規定されており、一定の年齢上限を設けないという考え方を示していることから、この記載とさせていただきました。
委員	具体的な施策では、施策対象に合わせた年齢設定になるということで良いのですか。

こども支援課長	委員のお質しのとおり、施策や量の見込を記載するときには、対象がわかる形で記載をする予定でございます。
議長	他に質問は、ございますでしょうか。 （質問なし）
議長	ご質問がないようですので、続いて資料１別紙の基本理念（案）についてご意見はありますでしょうか。
委員	まだ、意見はまとまっていませんが、事務局にて検討していただいた、内容に当てはまると感じています。
委員	現行計画の際も、審議会において基本理念を議論しましたので、皆様の意見をお伺いしたいと思います。飯能市を取り巻いている今の状況を考え、飯能市はこれからこどもの権利に関してどのような施策体系で取り組んでいくのかを考えていかなくてはならないと思います。 飯能市自体は、こどもにやさしいまちという考え方やこどもの最善を考える、あるいはこどもの様々な意見を聞いていくことについても、全国でも少数のところしかできていないような定量的な調査をやってきています。 それで今、国や県の状況が大きく変わるときに次期計画の基本理念をどう位置づけるかということは、きちんとしたものを作らないといけないと思います。 こども権利条約には４つの一般原則があって、一番大事なものは命であり、二つ目として、ひとりひとりのこども達の最善の利益を考えるということ、三つ目で、意見表明と参加・参画であり、四つ目として、どんなこども達も差別されない、差別の禁止、この４つが、こども基本法の中に込められていた、埼玉県のこども基本条例でも大事にされる４つの原則とされています。この４つの概念が基本的な理念として、市の計画に入っていくことが大事だと思います。 このことから、委員皆さんが業務や地域で関わる対象のこども達への思いをお話いただくと、４つの原則とつながりを持った基本理念が議論できると思います。
議長	今のご意見を伺って、委員の皆様いかがでしょうか。

委員	私が住んでいる学校でも統合があったりしているので、そういうこども達を見て、こども達に響くようなものがいいかなと思います。
議長	ありがとうございます。
委員	仕事をしているうえで、どれだけひとりひとりを大切にしているかということを、自問自答しています。こども達には様々な生活があり、本当に大変な環境のこどももいるので、そういうこども達にやさしく接してあげたりとか、そういう大人になりたいと思いながらやっています。また、こども達の意見表明、過度な意見でも聞きながら、一度は肯定し、だけどこうだねということを伝えていくことが大事だと思っています。
委員	これまでの日本社会では、言葉で表現できないこども達の意見表明はだめ、あるいは、教育を受けている途中の子どもたちの意見は聞かないという考え方もあったが、それが転換されて、年齢にふさわしい関わり方をし、年齢にふさわしい意見を聞き、そして、こども達が参加をする権利が、乳幼児期からのこども達にあり、とても大事にされる考え方が必要です。 こども達が、多様な生き方、様々な形で、自分らしく時間が送れることができるといいと思いますし、そういうことが基本理念に入ってくるといいと思います。 飯能市が若者たちと一緒に新しいまちを構築していく形で動いていけるといいと思っています。次期計画の策定に際しては、丁寧にこどもや若者の声を聞いてきたので、そういうことが、基本理念にあるといいなと思います。
議長	基本理念（案）について、委員の皆様から様々なご意見をいただき、ありがとうございました。 委員皆様の意見や、アンケートの中で様々な意見をいただいていますので、事務局において検討していただき、次回の児童福祉審議会にて報告をお願いします。 以上で、議題（1）を終了いたします。 続いて、議題（2）教育・保育施設の利用定員の変更について事務局より説明をお願いいたします。

保育課　保育施設・入所担当主幹	資料 2-1、資料 2-2 に基づき、教育・保育施設の利用定員の変更について説明を行った。
議長	説明は以上です。 ただ今の説明について、ご意見・ご質問等をいただくところですが、安藤委員より議題（2）は関係している議題であることから、退席をさせていただきたいとの申し出をいただいております。 安藤委員の退席についてご異議はありませんでしょうか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。 （安藤委員退席）
議長	それでは、委員の皆様から議題（2）について、ご意見・ご質問はございますか。
委員	1 号 2 号について、どのようなものが 1 号の関係になるのか、また、この認定が変更になることにより、何が変わるのかを伺いたい。
保育課　保育施設・入所担当主幹	1 号、2 号の関係でございますが、1 号認定は幼稚園、2 号認定は満 3 歳以上を対象とした保育園でございます。加治幼稚園は 1 号の幼稚園と 2 号の保育園を合わせて実施されており、1 号の幼稚園から 2 号の保育園に異動したいという相談が増えている状況から、実態に即した定員に変更するというものです。 本件について埼玉県への届け出は必要ですが、加治幼稚園の認可定員は 240 名で、現在、197 名の利用定員ということなので定員についての変更はございません。ただ、給付費の支給となりますと、1 号認定と 2 号認定では違いがあり、支給される金額に差が出てくることから、変更の届け出をすることについてのご報告です。
委員	わかりづらいのですが、1 号認定は具体的には、満 3 歳児以上の子どもを預かっている認定こども園です。3 歳未満の子どもはいません。それで何が起きるかというと、国の制度の設計の仕方に違いがあり、保育園は 3 歳児クラス進級時から無償化が始まりますが、

	幼稚園は3歳の誕生日から始まります。例えば、4月2日に生まれたお子さんと、丸1年違ってくる可能性があります。このことにより、年度途中に保育園に異動したいという希望がかなり出てきます。そのように捉えればわかりやすいです。 今回の変更では、1号認定の満3歳児のクラス定員20名を12名増やして32名とし、その代わり、3，4，5歳児は若干の人数を減らすという形で設定しています。満3歳児の子を、仮に32名入られるとすると3，4，5歳児クラスの35名定員までは、3名の枠が空いていることになるので、3歳児クラスに上がる際は3名入ることができるという定員の構成です。今までだと満3歳児から3歳児クラスに上がる際に25名は入れたけれども、1号認定のところを同じ人数にしているので途中で入りづらくなります。全体の認可定員が240名だったのものが現在、197名になっているので1号認定と2号認定でいうと、2号認定のところは3，4，5歳全体として20名に増やしているのであまり問題ないと判断されたということです。1号認定は減っているが、保育園型の2号認定を増やしていて、合計すれば、55名ということで4名減っていますが大きな影響はないということです。
保育課　保育施設・入所担当主幹	そのとおりです。
委員	他の委員の保育園も定員のことは、結構影響すると思います。あと何人の年齢が上がるなど。
委員	3歳になるから無償になるか、という問い合わせはあります。
委員	そのため、3歳になると幼稚園が無償化になるので、保育園から幼稚園に移り、このタイミングで入ってくる人がいます。また、保育園からの移るのではなくて在宅からの入園もあります。無償化の影響はこども園や幼稚園に、入る人たちに影響することがあります。都心では3歳になるタイミングで幼稚園に入ることはあまりありませんが、飯能市ではかなりあるようです。
委員	私は公立保育所のことしかわかりませんが、加治幼稚園は幼稚園と保育園が一緒になっているということですか。また、元氣保育園と同じようなことでしょうか。元気保育園も幼稚園と保育所が隣接しているので、3歳になると自動的に幼稚園に行っている印象です。

	通っている人の話では、下の子が2歳、上の子が4歳なので、同じ敷地なのに2回先生とお話をしないとならず、下の子が先に行くとすごくぐずるので上の子の時間がなくなります。逆に上の子が先だと今度は上の子がぐずります。そのため、同じ扱いだったらいいねという話をしていて、仕事も遅いときがあるので、幼稚園から保育所に移ろうかなと、考えていると聞きました。
委員	とても大事なことです。認定こども園の運営とか、保育時間のことで、そういったときに利用者はどう思っているか。園の側は定時への移行と思っているかもしれませんし、そこはわからないのでコミュニケーションをとっていくことが大切です。
委員	認定こども園ではない保育園が増えたのは、働きたいお母さんが増えたことかなと思いました。また、幼稚園だけど保育所に変えたいということかなと思いましたが、そういったものだけじゃないと感じました。
委員	今おっしゃったように、働きたいから、長い時間預けたいから、保育所に異動したいのかなと思っていましたが、お話を伺って、そういう場合もあるのかなと思いました。
委員	子育て支援拠点も3歳児入園、満3歳になると来月から幼稚園なので今月は利用が少なくなりますという人が、すごく増えました。満3歳なので、4月を待たずして入る方がすごく多いと実感しています。親御さんたちも仕事を始められる方も増えています。
委員	ご家庭の意見を反映して変更をするというのはよいことですが、逆にこの先、幼稚園で働いている方々の負担への影響は大丈夫でしょうか。保育所の人数が増えているということは、その分、働いている方々の負担が大きくなるのかなと思っています。報道等でしか情報は入ってきませんが、働き手が少ないという話が出ていますので、その辺の対応は加治幼稚園として大丈夫なのか心配です。
保育課　保育施設・入所担当主幹	加治幼稚園からは、保育士の確保についてご苦労されているという話は伺っていますが、まずは、現場の人員を整えることに全力で取り組んできたという話を伺っています。
議長	以上で、議題（2）を終了いたします。

	ここで、安藤委員に入室をお願いします。 （安藤委員入室）
議長	続いて、議題（3）令和７年度保育所利用調整基準表変更（案）について事務局より説明をお願いいたします。
保育課　保育施設・入所担当主幹	資料 3-1、資料 3-2 に基づき、令和７年度保育所利用調整基準表変更（案）について説明を行った。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見・ご質問等はありますでしょうか。
委員	該当する方は、今年度の申込で約何人くらいですか。
保育課　保育施設・入所担当主幹	（1）は 30 人程度、（2）は 2 人です。
委員	100 点の減点となると、利用できないということですか。
保育課　保育施設・入所担当主幹	雇用保険法施行規則の一部改正が行われたことによって、今回の変更をご報告することになりました。以前の問題点としては、保育所等の入所の希望がないにもかかわらず、育児休業延長及び給付金目的で保留通知の発行を希望する世帯がいたこと、保育所等の入所意思がなく、給付延長のために申込をする世帯の対応に時間がかかっていたこと、意に反して保育所等への入所が内定になった方の苦情対応に時間を要していることが自治体で広く問題になっておりました。今回の改正によって入所を希望することが明確になり、審査できるようになることが改善点です。給付金目的とか育児休業の方であることをはっきりとすることを目的としています。
委員	本来の制度の趣旨を理解していれば、申請することはないだろうというところが、意図してか意図せずしてか、申請された場合に、認められないことの理由付けで 100 点の減点という理由付けにした、そのような理解でよろしいですか。
保育課　保育施設・入所担当主幹	市もハローワークや職場としてもどっちなのだろうかということをこの方はこうなんですと市がはっきりとお示しすることができる

	ようになります。
委員	いろいろな形でアナウンスされていくと思いますが、同時に進めていくということですか。
保育課　保育施設・入所担当主幹	そのとおりです。
委員	一番大事なことは、保育園を必要な人に使っていただくことだが、相談に来た方にきちんとこの変更の趣旨を伝えていただくことが大事だと思います。単にマイナス 100 点と出すだけでなくて、そこを丁寧に伝えていく。30 人の方が使っているとなると、かなり人数として多いので、世の中これだけ厳しくなってしまったという感覚になるのは悲しいことです。審議会として丁寧な説明をお願いしたいです。
議長	他に質問は、ございますでしょうか。 （質問なし） ご質問がないようですので、よろしいでしょうか。
議長	それでは、議題（3）を終了いたします。 予定していた議題は以上ですので、これにて、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。 事務局にお返しします。

議事のてん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和　　年　　月　　日

議長の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿